

令和3年度医療労務管理支援事業
評価項目及び評価基準

1 落札方式

(1) 総合評価落札方式

本調達は、総合評価落札方式（加算方式）を採用するものとし、評価の方法については、以下のとおりとする。

- ① 入札者に価格及び技術等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値のもっとも高い者を落札者とする。
 - (i) 入札説明書を受領し、本事業の目的、内容等について十分理解していること。
 - (ii) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - (iii) 入札に係る技術等が、入札公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- ② 上記①の数値のもっとも高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

- ① 入札価格に対する得点（以下、価格点という。）配分と、技術等に対する得点（以下、技術点という。）の配分の割合は、価格点1に対して技術点2とする。なお、技術等の評価項目は、創造性または新規性等の価格と同等に評価できない項目とそれ以外の項目とに区分し、価格と同等に評価できる項目に対する得点配分と入札価格に対する得点配分は、等しいものとする。

[得点配分]

総得点：300点

価格点：100点

技術点：200点

価格と同等に評価できない項目：100点（評価項目1）

価格と同等に評価できる項目：100点（評価項目2）

- ② 価格点の評価方法については、次のとおりとする。
価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
(価格点= (1 - 入札価格 / 予定価格) × 100点、小数点以下切り捨て)
- ③ 技術等の評価方法については、次のとおりとする。
 - (i) 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
 - (ii) 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、C判定（0点）となっているものが1項目でもあれば、委員で協議を行い、不合格とするか否か決定する。
 - (iii) 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

- (iv) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。
 - (v) 創造性、新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。
 - (vi) 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下第1位を四捨五入する）。ただし、上記(ii)において不合格となった者については、技術点の算出は行わない。
- ④ 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の価格点に当該入札者の申込みに係る技術等の評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

2 評価項目

（1） 総合評価点

本調達における総合評価点の内訳は以下のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} (200 \text{点満点}) + \text{価格点} (100 \text{点満点})$$

（2） 技術点対象項目

本調達における技術点の内訳は以下のとおりとする。（詳細については、別紙：総合評価基準書を参照のこと。）

$$\begin{aligned} \text{技術点} &= 1. \text{ 事業内容及び実施方法} (100 \text{点満点}) \\ &\quad + 2. \text{ 事業実施主体の適格性} (100 \text{点満点}) \end{aligned}$$

（3） 配点方法

「業務の実施内容等」、「独自提案の内容、実施方法」、「事業実施主体の適格性」の加点に係る要件に関しては、提案書の各項目について、それぞれ以下の採点基準により得点を与え、その合計を技術点とする。

評価ランク	評価基準	項目別得点	
		15点満点	10点満点
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	15	10
A	通常想定される提案としては優れた内容である。	8	5
B	概ね妥当な内容であると認められる。	4	3
C	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0

なお、「ワークライフバランス等の推進に関する指標」については、以下の評価基準により採点する。複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）
 - ・ 1段階目（※1） 8点
 - ・ 2段階目（※1） 14点
 - ・ 3段階目 16点

- ・ プラチナえるぼし 20点
- ・ 行動計画（※2） 4点

※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・ 旧くるみん 8点
- ・ 新くるみん 10点
- ・ プラチナくるみん 16点

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ ユースエール認定 16点

令和3年度医療労務管理支援事業 総合評価基準書

社

署名:

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点:価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

II 技術点:

評価項目	評価基準	配点				必須
		S	A	B	C	
1. 事業内容、独自提案の内容及び実施方法(創造性、新規性等)(価格と同等に評価できない項目)		100				
事業の目的との整合性	・事業の目的に沿った企画を作成しているか。	10	—	—	0	○
医療労務管理アドバイザーの適性	・医療労務管理アドバイザーの専門分野は、労務管理分野に関する支援等を実施できるものとなっているか。	10	5	3	0	
医療労務管理アドバイザーの配置	・医療労務管理アドバイザーの委嘱について、適任者を確実に配置できるか。	10	5	3	0	
支援センターの利用勧奨業務及び周知・広報	・本事業の活用が図られるような利用勧奨及び創意工夫された周知・広報を行うことができるか。	10	5	3	0	
個別支援業務、医師労働時間短縮計画の策定支援業務、特別支援業務	・勤務環境改善に自主的に取り組む医療機関に対して労務管理全般にわたる支援等を実施できる体制が確保されているか。	10	5	3	0	
相談対応業務	・医療機関からの労務管理全般に関する相談、労働基準関係法令の内容に関する照会等に対して事業実施年度を通じて対応できる体制が確保されているか。	10	5	3	0	
集計・分析等業務	・医療機関の労務管理面における実態や支援ニーズの集計・分析などを実施できる体制が確保されているか。	10	5	3	0	
運営協議会、実務者セミナー及び研修会の円滑な実施等	・労働局等と連携を図り、運営協議会や研修会の円滑な実施等のために必要な事項を実施できる体制が確保されているか。また都道府県等と協力ができる体制が確保されているか。	10	5	3	0	
医療労務管理アドバイザーへの研修	・医療労務管理アドバイザーに対する研修実施体制が確保されているか。また内容は適切なものか。	10	5	3	0	
関係機関との連携	・委託者、都道府県衛生主管部(局)、医療関係団体などと連携を図る体制が整っているか。	10	5	3	0	
2. 事業実施主体の適格性		100				
実施体制の適格性	・事業の実施方法(人員の確保・作業手順)が妥当であるか。	15	—	—	0	○
	・事業の実施スケジュールが仕様書の履行期限に照らして実現可能なものとなっているか。	15	8	4	0	
	・国からの要望に迅速・柔軟に対応できる体制を整えているか。	15	8	4	0	
知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	15	8	4	0	
実績の有無	・過去に類似業務を実施しているか。	10	5	3	0	
ワークライフバランス等の推進に関する指標	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・1段階目(※1) 8点 ・2段階目(※1) 14点 ・3段階目 16点 ・プラチナえるぼし 20点 ・行動計画(※2) 4点 ※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・旧くるみん 8点 ・新くるみん 10点 ・プラチナくるみん 16点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 16点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行う) (内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて配点する)	20	16	14	10	8
経理処理能力の適格性	・事業を行なう上で一般的な経理処理能力を有しており、事業に係る会計を適切に管理するための体制を整えているか。	10	5	3	0	

※1 創造性、新規性等100 ※2 価格と同等に評価できる項目100 合計200

(注) 必須項目については、C判定(0点)が1項目でもあれば、委員で協議を行い、不合格か否か決定する。